

横須賀市報

第 1820 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

- 規 則**
- ◇水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例等の一部を改正する条例の施行期日等を定める規則 14817
 - ◇学校給食センター条例の施行期日等を定める規則..... ”
 - 告 示**
 - ◇国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく制限区域の設定について..... ”
 - ◇国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく制限区域の指定について中一部改正..... ”
 - ◇個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定について中一部改正..... ”
 - ◇地縁による団体の認可について..... 14818
 - ◇指定居宅サービス事業者の指定について..... ”
 - ◇指定地域密着型サービス事業者の指定について..... ”
 - ◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について..... ”
 - ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について..... ”
 - ◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について..... ”
 - ◇身体障害者福祉法に基づく医師の指定について..... 14819
 - ◇指定自立支援医療機関の指定について..... ”
 - ◇指定障害児通所支援事業者の指定について..... ”
 - ◇除却広告物等の保管について..... 14820
 - ◇都市計画法に基づく措置命令について..... ”
 - ◇放置自転車等の移動について..... ”
 - ◇道路区域変更及び供用開始について..... 14821
 - 公 告**
 - ◇介護保険料納入通知書の公示送達..... 14822
 - ◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達..... ”
 - ◇介護保険料の督促状の公示送達..... ”
 - ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達..... ”
 - ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達..... ”
 - ◇国民健康保険料の督促状の公示送達..... ”
 - ◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達..... ”
 - ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達..... 14823
 - ◇開発行為の工事完了について..... ”
 - ◇指定管理者の公募について..... ”
 - ◇農用地利用集積計画について..... ”
 - 上下水道局告示**
 - ◇指定下水道工事店の代表者の変更について..... 14824
 - ◇指定下水道工事店の所在地の変更について..... ”
 - 上下水道局公告**
 - ◇水道事業会計財産の貸付けに係る一般競争入札について..... ”
 - 教育委員会規則**
 - ◇美術館条例施行規則等中一部改正..... ”
 - 教育委員会訓令甲**
 - ◇学齢児童生徒の就学に関する取扱規程中一部改正..... ”

規 則

横須賀市規則第95号

水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例等の一部を改正する条例の施行期日等を定める規則を次のように

定める。

令和3年7月26日

横須賀市長 上地克明

水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例等の一部を改正する条例の施行期日等を定める規則

水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例等の一部を改正する条例（令和3年横須賀市条例第20号）の施行期日は、令和3年8月1日とする。

横須賀市規則第96号

学校給食センター条例の施行期日等を定める規則を次のように定める。

令和3年7月26日

横須賀市長 上地克明

学校給食センター条例の施行期日等を定める規則

学校給食センター条例（令和3年横須賀市条例第22号）の施行期日は、令和3年8月1日とする。

告 示

横須賀市告示第147号 (令和3年7月13日 掲 示 済)

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条の規定により、次のとおり、国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域を設定します。
令和3年7月13日

横須賀市長 上地克明

制限区域の名称	区 域 図
新港地区新港2・3号棧橋水域施設（棧橋前面泊地）	別図のとおり

（別図略）

横須賀市告示第148号 (令和3年7月13日 掲 示 済)

平成16年横須賀市告示第169号（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく制限区域の指定について）の一部を次のように改正します。

令和3年7月13日

横須賀市長 上地克明

表中「新港1、2号岸壁前面泊地」を「新港地区新港1・2号岸壁水域施設（岸壁前面泊地）」に、「日産1、2号棧橋前面泊地」を「夏島地区日産1・2号棧橋水域施設（棧橋前面泊地）」に改め、別図を次のように改める。

（別図略）

横須賀市告示第149号

平成21年横須賀市告示第127号（個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定について）の一部を次のように改正します。

令和3年7月26日

横須賀市長 上地克明

条例第12条の3第1号イに掲げる寄附金の部の表特定非営利活動法人産業クラスター研究会（横須賀市光の丘8番3号YRPベンチャー棟209号）の項中「うち住宅リフォーム支援活動」を「支援活動」に、「平成33年7月18日」を「令和8年7月18

日」に改める。

横須賀市告示第 150 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和 3 年 7 月 26 日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 名称
追浜本町二丁目親和会
- 2 規約に定める目的
会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと。
- 3 区域
追浜本町 2 丁目（29番地の一部を除く。）並びに夏島町 5 番地及び13番地の区域
- 4 主たる事務所
横須賀市追浜本町 2 丁目 1 番地40
- 5 代表者の氏名及び住所

熊 澤 儀 一

横須賀市追浜本町 2 丁目 1 番地 149

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 解散の理由

- (1) 破産
- (2) 横須賀市長の認可取消し
- (3) 総会の決議
- (4) 構成員の欠亡

9 認可年月日

令和 3 年 7 月 26 日

横須賀市告示第 151 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第41条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和 3 年 7 月 26 日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 3 年 7 月 1 日	けいしんデイサービスセンター&Orange	横須賀市佐野町 5 丁目 11 番地	通所介護	横須賀市佐野町五丁目11番地 株式会社恵心 代表取締役 佐藤 貴 幸

横須賀市告示第 152 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第42条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として

て指定しました。

令和 3 年 7 月 26 日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 3 年 7 月 1 日	けいしんデイサービスセンター&Orange	横須賀市佐野町 5 丁目 11 番地	地域密着型通所介護	横須賀市佐野町五丁目11番地 株式会社恵心 代表取締役 佐藤 貴 幸

横須賀市告示第 153 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。

令和 3 年 7 月 26 日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 3 年 6 月 30 日	けいしんデイサービスセンター&Orange	横須賀市佐野町 5 丁目 11 番地	通所介護	横須賀市佐野町五丁目11番地 株式会社恵心 代表取締役 佐藤 貴 幸

横須賀市告示第 154 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。

令和 3 年 7 月 26 日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 3 年 7 月 1 日	けいしんデイサービスセンター&Orange	横須賀市佐野町 5 丁目 11 番地	生活介護	横須賀市佐野町五丁目11番地 株式会社恵心 代表取締役 佐藤 貴 幸

横須賀市告示第 155 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第46条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出

がありました。

令和 3 年 7 月 26 日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年 6月30日	けいしんデイサービスセンター&Orange	横須賀市佐野町5丁目11番地	生活介護	横須賀市佐野町五丁目11番地 株式会社恵心 代表取締役 佐藤 貴幸

横須賀市告示第156号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に

規定する医師として次のとおり指定しました。

令和3年7月26日

横須賀市長 上地 克明

指 定 年 月 日	氏 名	診療科目	診断する障害の区分	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	所 在 地
令和3年 7月1日	山崎直弥	耳鼻咽喉科	聴覚・平衡機能障害、 音声言語・ そしゃく機能障害	自衛隊横須賀病院	横須賀市田浦港町1766番地1
同	堀口寛之	外 科	ぼうこう又は 直腸機能障害	自衛隊横須賀病院	横須賀市田浦港町1766番地1
同	倉持雄一	眼 科	視 覚 障 害	横須賀中央眼科	横須賀市大滝町2丁目6番地ザ・タワー横須賀中央303
同	皆川直毅	整 形 外 科	肢 体 不 自 由	聖ヨゼフ病院	横須賀市緑が丘28番地
同	碓川亜美	耳鼻咽喉科	聴覚・平衡機能障害、 音声言語・ そしゃく機能障害	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2丁目36番地
同	堀 聡	脳神経外科	音声言語・ そしゃく機能障害、 肢 体 不 自 由	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2丁目36番地
同	神尾学	総合内科	呼吸器機能障害	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2丁目36番地
同	松本理沙	外 科	ぼうこう又は 直腸機能障害、 小腸機能障害	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2丁目36番地
同	郷 真知	関節外科	肢 体 不 自 由	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3番2号
同	山田 壘	脳神経内科	肢 体 不 自 由	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3番2号
同	山口健太	循環器内科	心臓機能障害	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3番2号
同	油座 築	外 科	ぼうこう又は 直腸機能障害	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3番2号
同	中山岳龍	消化器外科	ぼうこう又は 直腸機能障害、 小腸機能障害	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3番2号

横須賀市告示第157号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次に

掲げる医療機関を指定自立支援医療機関として指定しました。

令和3年7月26日

横須賀市長 上地 克明

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	区 分	自立支援医療の種類
令和3年7月1日	訪問看護ステーションあやめ横須賀	横須賀市小矢部4丁目6番23号 ドミール衣笠101	訪問看護	育成医療及び更生医療
同	シフト秋谷薬局	横須賀市秋谷1丁目23番22号	薬局	育成医療及び更生医療

横須賀市告示第158号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。

令和3年7月26日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年7月1日	放課後児童デイりあん	横須賀市三春町5丁目23番地ティーエムビル102号	放課後等デイサービス	横須賀市池上四丁目5番13号 特定非営利活動法人サポートフレズところ 理事長 森田和之

横須賀市告示第159号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和3年7月26日

横須賀市長 上地克明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置された場所	除却年月日	保管期間
はり札等	1	大津町4丁目地内	令和3年6月1日から同月30日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	2	根岸町3丁目地内		

2 保管場所

横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定により、次のとおり工事その他の行為について、停止し、及び違反を是正するため必要な措置をとることを命じました。

令和3年7月26日

横須賀市長 上地克明

1 土地の所在

横須賀市鴨居3丁目1069番1、3及び4

2 被命令者の住所及び氏名

横須賀市津久井3丁目25番1号

坪田 國弘

3 命令の内容

1の土地における工事を直ちに中止し、及び都市計画法第29条第1項に規定する許可を受けなければならない開発行為を行う場合にあっては、同項の許可を受けるために必要な措置を講ずること。

4 命令年月日

令和3年7月9日

横須賀市告示第161号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和3年7月26日

横須賀市長 上地克明

1 移動年月日等

移動年月日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保管場所
	自転車	原動機付自転車及び普通自動2輪車		
令和3年6月1日から同月30日まで	台 85	台 1	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	1	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	2	0	逸見駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	4	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	32	0	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	8	3	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	5	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同

同	1	0	京急大津駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	馬堀海岸駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	15	4	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	3	0	Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	27	3	浦郷町5丁目、浜見台1丁目、田浦町5丁目、坂本町4丁目・5丁目、本町2丁目、小川町、安浦町2丁目、田戸台、公郷町5丁目、金谷3丁目、根岸町3丁目、久里浜3丁目、野比5丁目及び津久井4丁目地内の道路	同
同	1	0	汐入駅第1自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	県立大学駅自転車等駐車場	同
同	1	0	北久里浜駅第2自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	京急大津駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	0	1	Y R P野比駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1台につき 1,500円
原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき 3,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であること

とを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先
横須賀市土木部土木計画課

~~~~~

**横須賀市告示第162号**  
道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和3年7月26日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和3年7月26日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 旧新別 | 区                                    | 間 | 敷地の幅員           | 延 長          |
|-------|-----|--------------------------------------|---|-----------------|--------------|
| 494   | 旧   | 東逸見町1丁目37番の4地先から<br>東逸見町1丁目26番の5地先まで |   | メートル<br>2.7～2.8 | メートル<br>23.6 |
|       | 新   | 東逸見町1丁目37番の4地先から<br>東逸見町1丁目26番の5地先まで |   | 2.8～3.4         | 23.6         |
| 1,019 | 旧   | 三春町6丁目90番の1地先から<br>三春町6丁目67番の7地先まで   |   | 2.7～2.8         | 20.5         |
|       | 新   | 三春町6丁目90番の1地先から<br>三春町6丁目67番の5地先まで   |   | 2.7～3.4         | 20.5         |
| 1,049 | 旧   | 三春町6丁目67番の6地先から<br>三春町6丁目57番の2地先まで   |   | 2.8～3.4         | 19.7         |
|       | 新   | 三春町6丁目67番の6地先から<br>三春町6丁目57番の2地先まで   |   | 3.2～3.7         | 19.7         |
| 3,132 | 旧   | 津久井3丁目1992番地先から<br>津久井3丁目1993番の3地先まで |   | 2.7～3.2         | 219.4        |

|       |   |                                        |          |       |
|-------|---|----------------------------------------|----------|-------|
|       | 新 | 津久井3丁目1854番の4地先から<br>津久井3丁目1993番の3地先まで | 4.5~11.9 | 210.9 |
| 4,376 | 旧 | 秋谷字海老田4266番のイの1地先から<br>秋谷字海老田4263番地先まで | 1.8~ 2.9 | 44.3  |
|       | 新 | 秋谷字海老田4266番のイの1地先から<br>秋谷字海老田4263番地先まで | 1.8~ 4.0 | 44.3  |

## 公 告

### 横須賀市公告第 135 号 (令和3年7月16日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年7月16日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目            | 備 考                         |
|-------|----------------|-----------------------------|
| 令和3年度 | 介護保険料<br>納入通知書 | 6月分の納期限は、令和3年<br>8月2日に変更する。 |

(別紙略)

### 横須賀市公告第 136 号 (令和3年7月16日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年7月16日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目                       | 発付年月日     |
|-------|---------------------------|-----------|
| 令和3年度 | 介護保険料額決定通知書<br>兼特別徴収開始通知書 | 令和3年6月15日 |

(別紙略)

### 横須賀市公告第 137 号 (令和3年7月16日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年7月16日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別   | 月 別 | 発付年月日     |
|-------|-------|-----|-----------|
| 令和2年度 | 介護保険料 | 3月分 | 令和3年5月28日 |

(別紙略)

### 横須賀市公告第 138 号 (令和3年7月16日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年7月16日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目              | 備 考                                                                                 |
|-------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年度 | 国民健康保険料<br>決定通知書 | 4月分から5月分までの納期限は、令和3年8月2日に変更する。                                                      |
| 令和3年度 |                  | 6月分の納期限は、令和3年8月2日、同月31日、同年9月30日、同年11月1日、同月30日、令和4年1月4日、同月31日、同年2月28日及び同年3月31日に変更する。 |

(別紙略)

### 横須賀市公告第 139 号 (令和3年7月16日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年7月16日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目              | 備 考 |
|-------|------------------|-----|
| 令和2年度 | 国民健康保険料<br>変更通知書 | 減額分 |

(別紙略)

### 横須賀市公告第 140 号 (令和3年7月16日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年7月16日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別     | 月 別 | 発付年月日     |
|-------|---------|-----|-----------|
| 令和2年度 | 国民健康保険料 | 3月分 | 令和3年4月30日 |
| 令和3年度 |         | 4月分 | 令和3年5月28日 |

(別紙略)

### 横須賀市公告第 141 号 (令和3年7月16日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年7月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 142 号 (令和3年7月16日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年7月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 143 号 (令和3年7月16日 掲 示 済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。  
令和3年7月16日

横須賀市長 上 地 克 明

|                          |                                          |                                |                                            |
|--------------------------|------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------|
| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号 | 工 事 完 了 検 査 済 証 交 付<br>年 月 日 及 び 交 付 番 号 | 開 発 区 域 に 含 ま れ る<br>地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の<br>住 所 及 び 氏 名         |
| 令和3年2月24日<br>令2開第17号     | 令和3年6月30日<br>令3第3号                       | 横須賀市大津町3丁目80番1ほか<br>3筆         | 横須賀市大津町四丁目22番5号<br>学校法人嶺谷学園<br>理事長 綴 喜 祐 淳 |

横須賀市公告第 144 号

病児・病後児保育センター条例(平成15年横須賀市条例第10号)第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和3年7月26日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

| 名 称                    | 所 在 地       |
|------------------------|-------------|
| 中央こども園病児・病後児<br>保育センター | 横須賀市小川町20番地 |

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
病児・病後児保育センター条例第4条、第9条及び第10条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めま

3 申請者の資格要件  
法人その他の団体

4 指定期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

5 申請方法  
(1) 申請書の配布場所及び申請場所  
ア 申請書の配布場所  
横須賀市のホームページに掲載  
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>  
イ 申請場所  
横須賀市こども育成部幼児児童施設課

(2) 提出書類  
ア 申請書  
イ 事業計画書  
ウ 病児・病後児保育センター条例施行規則(平成29年横須賀市規則第30号)第2条第2項に規定する図書等

(3) 申請期間  
令和3年9月6日から同月13日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

(4) 説明会の日時及び場所  
ア 日時 令和3年8月11日午前10時  
イ 場所 はぐくみかん第4会議室

(5) 提出方法  
持参

(6) 問い合わせ先  
横須賀市こども育成部幼児児童施設課  
詳細は、横須賀市のホームページに掲載  
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第 145 号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和3年7月26日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井4丁目3730番1、3730番2及び4158番3
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目12番12号  
嘉 山 明
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井6丁目6番1号  
笹 瀬 サ ダ

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井4丁目3793番3
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目12番12号  
嘉 山 明
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井6丁目4番13号  
新 井 勉

記の3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井6丁目4096番1、4096番2、4198番2、4864番及び4894番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
三浦市初声町和田2786番地  
山 田 章 弘
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井6丁目4番13号  
新 井 勉

記の4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井6丁目4407番2
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井5丁目26番19号  
木 村 紀 美 江
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井6丁目4番13号  
新 井 勉

記の5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目496番1及び496番2
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目9番1号  
嘉 山 信 夫
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目6番1号  
嘉 山 洋

記の6

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林5丁目1687番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林5丁目7番9号

- 井 上 正 和
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林5丁目1番2号  
角 田 武 範

### 上下水道局告示

#### 横須賀市上下水道局告示第31号

平成30年横須賀市上下水道局告示第20号により指定した指定下水道工事店関東設備有限公司は、次のとおり代表者を変更しました。

令和3年7月26日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号  | 工 事 店 名  | 代 表 者 名 |         | 所 在 地          |
|-------|----------|---------|---------|----------------|
|       |          | 新       | 旧       |                |
| 須 247 | 関東設備有限公司 | 槽 谷 次 郎 | 槽 谷 勝 彦 | 平塚市田村四丁目19番20号 |

#### 横須賀市上下水道局告示第32号

令和3年横須賀市上下水道局告示第20号により指定した指定下水道工事店神奈川県水道サービスセンター株式会社は、次の

とおり所在地を変更しました。

令和3年7月26日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号  | 工 事 店 名            | 代 表 者 名 | 所 在 地            |                  |
|-------|--------------------|---------|------------------|------------------|
|       |                    |         | 新                | 旧                |
| 須 402 | 神奈川県水道サービスセンター株式会社 | 小 崎 英 剛 | 横浜市栄区小菅ヶ谷三丁目8番2号 | 横須賀市大津町一丁目18番32号 |

### 上下水道局公告

#### 横須賀市上下水道局公告第4号 (令和3年7月26日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により水道事業会計不動産の貸付けを行います。

令和3年7月26日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

(次のとおりは略)

### 教育委員会規則

#### 横須賀市教育委員会規則第11号 (令和3年6月30日 掲 示 済)

美術館条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月30日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

美術館条例施行規則等の一部を改正する規則  
(美術館条例施行規則の一部改正)

第1条 美術館条例施行規則(平成19年横須賀市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5号様式及び第9号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

(文化財保護条例施行規則の一部改正)

第2条 文化財保護条例施行規則(昭和40年横須賀市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第3号様式から第10号様式までの規定中「氏名 ㊦」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改

める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

### 教育委員会訓令甲

#### 横須賀市教育委員会訓令甲第3号 (令和3年6月30日 掲 示 済)

学齢児童生徒の就学に関する取扱規程(昭和33年横須賀市教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

令和3年6月30日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

第7号様式中「氏名 \_\_\_\_\_ ㊦」を

「氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

電話 \_\_\_\_\_」に改める。

第10号様式中「氏名 \_\_\_\_\_ ㊦」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

第11号様式中「氏名 \_\_\_\_\_ ㊦」を

「氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

電話 \_\_\_\_\_」に改める。

第12号様式中「氏名 \_\_\_\_\_ ㊦」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

第15号様式中

第 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_ を  
学齢児童生徒の出席の督促について

第 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_ に  
保護者 \_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_  
学齢児童生徒の出席の督促について



改める。

第16号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に、

| 保 護 者 氏 名 | 児 童 生 徒 と の 関 係 | 住 所 |
|-----------|-----------------|-----|
|           |                 |     |
|           |                 |     |
|           |                 |     |
|           |                 |     |

を

| 住 所 |
|-----|
|     |
|     |
|     |
|     |

に改める。

第17号様式中

| 保 護 者 氏 名 | 児 童 生 徒 と の 関 係 | 住 所       |
|-----------|-----------------|-----------|
|           |                 | 町 丁目 番地 号 |
|           |                 |           |

を

| 住 所 |
|-----|
|     |
|     |
|     |

に改める。

第21号様式中「氏名 ㊦」を「氏名（自署）電話」に、

| 国 籍 (本籍地) |  |
|-----------|--|
|           |  |

を

| 国 籍 (本籍地) |  | 在留カード 等番号 |  |
|-----------|--|-----------|--|
|           |  |           |  |

に

改める。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。